内海区規約

（目的）

第1条　この規約は、区住民が総合理解の基により連帯し、区の発展と心豊かな生活環境を更に向上させることを目的として定める。

（区財産）

第２条　山林等不動産の管理及び所有権は、平成 28 年４月１日現在内海区に在住する・・(別紙名簿）により、維持管理の責任を負う者の共有とする。ただし、財産権の権利及び財産の構成員が区から転出し財産を放棄した者は権利が無いものとする。転入した場合の取り扱については、別に定める財産管理規定に従う。

2. 動産等については、それぞれの時点において区に居住する者が権利を有する。

3. 前項に定める権利については、第１項の但し書きを準用し、新たな事由が生じた場合は、その都度協議の上、適切に対応するものとする。

（役員構成及び手当並びに自治組織）

第３条　区役員構成は、区長のほか自治運営を円滑に推進するため、次の役員を置き役員手当として年、次の額を支給する。

（１）区　　長　　１名　（40,000 円）
（２）副 区 長　　１名　（15,000 円）
（３）会　　計　　１名　（15,000 円）
（４）土木部長　　１名　（ 5,000 円）
（５）農林部長　　１名　（ 5,000 円）
（６）評 議 員　　３名（内女性委員１名）（ 5,000 円）*3 名（15,000 円）

2. 区長経験者は、区の行政の顧問として役割を要請する事が出来る。

3. 前１項土木部長・農林部長は部長を補佐するため副部長(役員以外)を任命する。評議員は補充員を置くものとする。だし役員手当は支給しない。
（女性委員は女性の意見を集約し役員会に報告する）

4. 第１項に定める部長に事故があり、副部長がその任を代行する場合は、第３項の規定にかかわらず、副部長に手当を支給するものとする。

5. 鳥獣侵入防止柵施設維持管理委員は防護柵規定によるものとする。

6. 役員のほか区自治を円滑に推進するため、次の各組織の委員を置く。必要に応じて副委員を選任しそれぞれ委員の補佐の任に当たる。

（１）文化・体育委員　１名　副　１名
（２）自営消防長　　１名　副　１名
（３）防 災 委 員　　１名　副　１名
（４）防 犯 委 員　　１名　副　１名
（５）保 険 委 員　　１名
（６）交 通 委 員　　１名